

お客様各位

令和 8 年 1 月

東京海上日動火災保険株式会社

令和 7 年度「小・中学生総合保障制度」
「葬祭費用補償特約」に関する記載の誤りについてのお詫び

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の商品をご愛顧いただき、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、広島県 P T A 連合会員貴会会員の各小・中学校の保護者の皆様向けにご案内させていただきました令和 7 年度「小・中学生総合保障制度」に係る「団体生活総合保険 補償の概要等」および「団体保険制度お手続きサイト」における「セットタイプ 補償の概要等」におきまして、「葬祭費用補償特約」に関する一部の記載に誤りがあることが判明いたしました。弊社の不手際により多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

つきましては、別紙のとおり、記載誤りの箇所とその部分の正しい内容をご案内申し上げます。大変お手数ではございますが、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後かかることのなきよう再発防止に万全を期して参りますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。また、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

連絡先： 東京海上日動火災保険株式会社 広島支店 広島支社
TEL 082-511-9194 (平日 9 時～17 時)

記載誤りの箇所

広島県PTA連合会員貴会員の各小・中学校の保護者の皆様向け令和7年度「小・中学生総合保障制度」に係る「団体生活総合保険 補償の概要等」および「団体保険制度お手続きサイト」における「セットタイプ 補償の概要等」におきまして、「葬祭費用補償特約（傷害用）+傷害不担保特約（葬祭費用補償特約（傷害用）用）」の「保険金をお支払いする主な場合」と「保険金をお支払いしない主な場合」について、誤った記載がされていました。記載誤りは以下に赤字で追記した箇所です。

「保険期間中」が正しい 「開始時以降」が正しい

[葬祭費用補償特約(傷害用)+傷害不担保特約(葬祭費用補償特約(傷害用)用)] 《保険金をお支払いする主な場合》

保険の対象となる方が保険期間の開始後（葬祭費用を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始後をいいます。）に発病した病気のため、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、その葬儀等を行った際に保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払います。ただし加入の葬祭費用保険金額を限度とします。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※ 保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。

[葬祭費用補償特約(傷害用)+傷害不担保特約(葬祭費用補償特約(傷害用)用)] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による死亡
- ・ ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気による死亡
- ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気による死亡（その方が受け取るべき金額部分）
- ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気による死亡
- ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気による死亡
- ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による死亡*1

等

*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。

誤り箇所の正しい内容

以下の記載が正しい内容です。

[葬祭費用補償特約(傷害用)+傷害不担保特約(葬祭費用補償特約(傷害用)用)] 《保険金をお支払いする主な場合》

保険期間中（この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時以降）に発病した病気のため、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡し、ご契約者または保険の対象となる方の親族が葬祭費用を負担された場合

▶ 実際に負担した費用の範囲内で、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※ 保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。

[葬祭費用補償特約(傷害用)+傷害不担保特約(葬祭費用補償特約(傷害用)用)] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた死亡
- ・ ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた死亡
- ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた死亡（その方が受け取るべき金額部分）
- ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた死亡
- ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による死亡
- ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による死亡*1*2

等

*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による死亡についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に死亡したときは、保険金のお支払対象となります。

*2 死亡の原因が告知対象外の病気であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。